

議会のあり方調査特別委員会 条例等検討分科会 記録	
開 会 年 月 日	平成29年 5 月18日
開 会 時 刻	午後 1 時30分
閉 会 時 刻	午後 4 時13分
出 席 委 員 名	○鈴木 豊司 楠木 宏彦 世古 明 福井 輝夫
	辻 孝記 藤原 清史 小山 敏 佐之井久紀
	浜口 和久 (議長)
欠 席 委 員 名	◎中村 豊治
署 名 者	—
担 当 書 記	森田 晃司
協 議 案 件	会長の辞任について
	会長の互選について
	副会長の互選について
	議会基本条例案及び逐条解説案について
	次回の会議について
説 明 者	野中議事係長、森田書記

会議の概要

鈴木副会長開会を宣言。その後、鈴木副会長から5月15日の各派代表者会議で中村会長が一身上の都合により会長を辞任したいとの申出があったことが報告され、会長の辞任は分科会の許可が必要なことから「会長の辞任について」を直ちに議題にすることを諮ったところ、異議なく決定した。続いて、「会長の辞任について」を議題とし、中村会長の辞任を許可することを諮ったところ異議なく、中村会長が会長職を辞任することが決定した。

次に、会長が不在となったため、「会長の互選について」を議題とし、会長の選出方法について諮ったところ、「鈴木副会長が会長になってはどうか」との発言があり、諮ったところ異議なく、鈴木副会長を新会長の当選者と決定した。

次に、副会長が不在となったため、「副会長の互選について」を議題とし、副会長の選出方法について諮ったところ、「会長指名」との声があり、副会長に福井委員を指名、諮ったところ異議なく、福井委員を新副会長の当選者と決定した。

次に、「議会基本条例案及び逐条解説案について」を議題とし、議会基本条例案の変更点及び逐条解説案について、事務局から説明の後、協議を行ったところ、文言の修正が確認された。

なお、「議員政治倫理条例骨子案について」及び「今後のスケジュールについて」は、次回協議されることが確認された。

その後、次回の会議について決定し、分科会を閉会した。

協議の内容

1 議会基本条例案及び逐条解説案

議会基本条例案及び逐条解説案について、事務局から説明の後、委員から発言を求め協議を行ったところ、以下のとおり修正されることが確認された。なお、議会基本条例案については、前回の骨子確定から専門家のチェック及び事務局による修正がされたことが確認された。

(1) 議会基本条例案

- ・「前文」については、10行目「市また、議会及び議員は」の「市」を削除し、13行目「市議会は」の「市」を削除することが確認された。
- ・「附則」については、「この要綱は」を「この条例は」とすることが確認された。

(2) 議会基本条例逐条解説案

- ・「前文」及び第1条の「目的」については、「伊勢市議会（以下『議会』という。）」の「(以下『議会』という。）」が重複していることから、確認後、不要なほうを削除することが確認された。
- ・第6条の「大規模災害時の議会の対応割」については、見出しの「割」を削除

することが確認された。

- ・第8条の「市民参加及び市民との連携」については、解説4の「地方自治法第115条」の後に「の」を加えることが確認された。
- ・第10条の「議員の定数」については、「将来の予測と展望」の後に「及び類似団体との比較検討結果等」を加えることが確認された。
- ・第12条の「議会と市長等との関係」については、「【用語】 一問一答方式」に「なお、伊勢市議会の本会議では」という書出しで伊勢市の状況を追記することが確認された。文章については正副会長に一任された。
- ・第13条の「法第96条第2項の議決事件」については、「地方自治法（昭和22年法律第67号）（以下『法』という。）」を「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下『法』という。）」とし、解説の2「別に条例で定めます。」を「『（仮称）伊勢市議会の議決すべき事件に関する条例』で定めます。」とすることが確認された。
- ・第14条の「定例会の回数及び会期」については、「あたり」を「当たり」とし、解説の「（定例会は、3月、6月、9月、12月の年4回です。）」は「* 定例会 ・3月、6月、9月及び12月の年4回」とすることが確認された。
- ・第19条の「議会改革への取り組み」については、見出しの「取り組み」を「り」と「み」を削除し、解説の「取組み」の「み」を削除することが確認された。
- ・第20条の「広報広聴機能の充実」については、「議員で構成する伊勢市議会広報広聴に係る特別委員会」の「伊勢市議会」を削除し、解説の3「取組み」の「み」を削除し、4「（議会のあり方調査特別委員会の広報検討分科会及び広聴検討分科会が行っています。）」を「議会のあり方調査特別委員会の広報検討分科会及び広聴検討分科会が担当しています。」とすることが確認された。
- ・第21条の「議員の倫理」については、解説の2「（仮称）伊勢市議会政治倫理条例」を「（仮称）伊勢市議会議員政治倫理条例」とすることが確認された。
- ・第22条の「議会事務局」については、「政策立案」の「政策」を削除し、解説の「体制を充実」を「体制の充実」とすることが確認された。
- ・第25条の「見直し手続」については、解説の1「改正等するものしていません。」を「改正等をするものとしています。」とすることが確認された。

2 議員倫理条例骨子案について

次回改めて協議されることが確認された。

3 今後のスケジュールについて

次回改めて協議されることが確認された。

4 次回の会議について

【開催日時】 6月1日（木）9時00分から

【協議内容】 議会基本条例案及び逐条解説案について、議員倫理条例骨子案について、今後のスケジュールについて

上記署名する。

平成 29 年 5 月 18 日

新 会 長